

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成27年2月5日(木)午後3時00分

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員(五十音順)

出原晋一郎委員, 斎藤和好委員, 佐藤由美子委員, 早田久子委員, 野口正行委員,
濱本純子委員, 樋口正行委員, 三木健一委員, 水田美由紀委員, 山崎まさよ委員, 横
田都志子委員

2 オブザーバ

細木明久事務局長, 今田勝己事務局次長, 高田晃由首席書記官

3 事務担当者

池田誠総務課長, 小川満会計課長, 木村康伸総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 所長挨拶

3 報告(過去の委員会が出された意見等への取組み等について)

(1) 平成26年2月14日開催の委員会関係

家裁調査官の仕事と役割をテーマにした意見交換の中で, 調査官採用試験の受験者が減少傾向にあるという報告をした際, 受験地が遠方であるのがその一因ではないかという意見をいただいていたところ, 来年度の採用試験から, 岡山市が受験地として追加されることになった。

(2) 平成26年6月24日開催の委員会関係

庁舎見学を実施した後の意見交換において, 1階ロビーの案内表示が, 1階の表示が一番上になっているが, 最上階である6階を一番上にして, 5階, 4階と順次下

げて表示する方が分かりやすいとの意見をいただいていたところ、その意見のとおり表示順を逆にした。

4 議事概要の発言者の表示について

現在、議事概要の発言者は、委員長と委員、事務担当者、オブザーバという区別をしているところ、委員について、家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であることを明記するとともに、同一委員による複数の発言があった場合は、それが同一委員の発言であることが特定できるような表記をすることとなった。

5 意見交換等

「若年層を対象とした家裁の役割等についての広報の在り方」をテーマに、別紙のとおり意見交換が行われた。

6 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

平成27年6月11日（木）午後3時

(2) 意見交換事項（テーマ）

事件関係者に対して書類を送付するにあたり配慮すべき事項について

7 閉会

(別紙)

意見交換における発言要旨

(◎委員長，○委員(委員長を除く。()は，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。) ，△事務担当者，□オブザーバ)

◎中学校の立場として，中学生に家裁関係でどういったことを知らせたいと思うか，あるいは教師として，子供たちのためにこういうことを知りたいと思っているとか，そのような意見を聞かせてください。

○A(1) 教員生活の中で，事件を起こした後，子供がどうなるか，鑑別所に行ったり少年院に行ったりという生徒と出会ってきたという経験があるので，そういうことを知らない若い先生がいたら，教えてあげることができるのです。

そのような経験から思うのは，教員が家庭裁判所に関係するいろんなことを知っておくと，子供が何かにつまずいたとき，こういう方法もあるのではないかとか，ここに相談してみたらどうかとか，アドバイスができるのではないかとということです。そのためには，生徒指導に関わっている教員とか，管理職，学年主任の教員に，そういうことを研修する場が必要だと思います。その人たちが，家庭裁判所に関する手続などを知っているとき，それを周りの人に伝えていくことができます。

あわせて，私は教育学部に通い，将来教育者になろうとしている大学生に対して，家庭裁判所の手続を勉強してから教員になってほしいとも思います。そういう学生に向けた広報というのは，すごく大事だと思います。

そういう意味で，直接小中学生に向けた広報より，教員や教員になろうとしている学生に対する広報の方が，子供たちの助けになると思います。

◎その研修の場というのは，どういうイメージなのでしょう。

○A(1) 例えば，岡山市であれば，教育研究研修センターというのがあります。そこに，研修の一講座として入れてもらうということが考えられます。夏休みにも，そういう講座がありますし，新採用者を対象にした講座もあります。それから，ちょうど教員経験が10年になった者を対象にした10年経験者研修の講座の中に入れて込むということもでき

るのではないかと思います。また、県には教育センターがありますから、そういうところに働き掛けて、現場の教員が、家裁のいろいろな手続のことを聴くことができれば、教員にとって勉強になるのではないかと思います。

研修を受けた教員だけでなく、それを聴いて学校に帰って、他の教員にそれを伝えるなどして、そこで得た知識をみんなで共有することもできます。

◎前回の委員会で、それぞれの立場で広報のニーズを探ってみようということでしたが、何かありましたでしょうか。

○B（1）前回のこの会議で申し上げたのですが、中学校を卒業して、これから社会に出ていく子供たちに対して、様々な広報をしていくということは、私はよいことだと思います。子供に対する広報も大切ですが、それに関わる大人に対する広報というのも大事であり、両面作戦で行かないといけないと感じます。例えば、教員に対する研修もあるし、非行関係でいえば、民生・児童委員とか更生保護女性会とかBBSとか母の会とか、いろんな団体とか会がありますので、そういう人たちに広報すれば、よく広がっていくのではないかと思います。

○C（1）前回の話を受けて、子供のニーズがどうだろうかと、直接子供を指導している職員に尋ねてみたところ、ある子供が家庭裁判所に関わりを持つということは、例えば施設へ入れるとか、親権者の問題などがあると思いますが、そういうことは、その子供自身に知識として与えるというより、こういう問題を抱えた子供であれば、こういう手続をしたらいいねということ、子供に関わる大人がしっかり分かっていることが重要であるという意見が多かったです。

○D（1）私も、子供が困っているとしても、何でどう困っているのかということ整理してあげないと、裁判所という話が出てこないですし、いきなり裁判所の話をしても、社会の教科書で読んだ以上のイメージを持つことは難しいと思います。

やはり、そういう問題を整理してあげる人がいて、その人がちゃんと裁判所の手続を知っていて、子供が困っているときに、これは裁判所が関わるべき問題だときちんと導くということが重要だと思うので、子供に直接広報を行うよりは、学校の先生や公的機関の職

員に対する広報の方が優先順位は高いと考えます。

○E（１）中学校の先生が家庭裁判所のことを知っているという視点は大変いいと思います。私は中学生よりももっと小さい子供から、子供NPOセンターで関わっていますが、今、子供が小学校、中学校のときに離婚する人が多くて、そういう片親の方と関わる中で、いざ裁判所に行くことになったときに、裁判所は怖いと言う人が多いので、もし可能であれば、夏休みとかを利用した社会勉強、職業体験という一環で、子供に裁判所見学を体験させて、裁判所が怖いところじゃなかった、裁判所には、実は、親身になってくれそうなおじさんとおばさんがいるというような記憶を持って成長していくことがいいのかなと思います。

ですから、子供系のNPOに、夏休みに1日裁判所を見学に行きませんか、見学を受け入れますと働きかけてみてはいかがでしょうか、

◎今のは、小学生のイメージですか。

○E（１）そうです。

○F（２）今の意見に関連してですが、裁判所が怖いところだと思っている人は多いと思います。

実は、今日も、依頼者に、家庭裁判所の受付で名字を変更する方法を聞いて、自分で手続をするように伝えたら、裁判所が怖いと言われました。

○G（１）私も周りの人にいろいろ聞いてみましたが、裁判所がどういう所なのか分からないし、来たことがない人が大多数でした。

ここは家庭裁判所ですが、家庭裁判所と地方裁判所の区別もつかないという人がほとんどだと思うので、何か事が起こったときに、どちらへ行けばいいのか分からないし、それ以前に、裁判所に直接行っていいものかどうか、何か起こったら、先に弁護士に相談しないといけないのではないかとか、そういうレベルの人が多くと思います。

そういう意味では、何かあったときに、どこへ行けばいいのかということが、子供の頃から、分かっていたほうが良いと思います。

それと、本当に手を差し伸べないといけない子供については、先生とか、そういう周囲

の大人達が深く入っていかないといけないと思うので、深く入るところと広く知らせるところと、両面での取組がいいのではないかと感じました。

◎そうすると中学生ではなく、小学生を対象とするのがいいということですね。

○A（1）PTAの活動として見学をするのもいいと思います。

○G（1）デパートでは年に何回か、お子さんを対象にパン屋さんになってみましようとか、案内係をしてみましようかと募集をしています。すると、お子さんと一緒に親御さんも来て、一緒に見て回ることになります。こういう職業があるというのを子供に知ってもらうという目的なのですが、割と人気があるイベントになっています。裁判所も、そういう行事をすれば、マスコミに対してのアピールにもなると思います。

○A（1）以前、中学生の職場体験を裁判所で受け入れてもらえませんかとお願ひしたことがあります。いろいろと個人情報等があつて駄目だと言われました。なかなか難しいんですね。

◎家裁の手続は、ほとんどが非公開ですし、個人情報の固まりですから。

○A（1）仕事を体験するというのは難しいと言われました。だから見学ぐらいですね。

◎中学生を対象にした広報行事を探したところ、模擬少年審判を実施している庁がありました。模擬審判なので、それぞれ裁判官や弁護士、検察官になるなど、いろいろな体験をするのだと思います。裁判所だけではなく、弁護士など、法曹関係者が協力して行っているのではないかと思います。このような例もあるようです。

○A（1）これは、私立中学校だからできるのでしょうか。公立の中学校では、なかなか難しいと思います。

◎まだ、まとめは早いのですが、二つの柱があるということは、はっきりしてきたようです。一つは、子供に関わっている大人に必要な知識、正確な知識を持ってもらうための取組と、もう一つは子供自身に幼い頃に裁判所が恐ろしいところではないという感覚を持ってもらうための取組ということになりますね。

○B（1）前も同じことを発言したのですが、中学校を出ていく子供たち、高校を出ていく子供たちが初めて社会に出ると分からないことだらけで、何かトラブルがあったりした

ときに、その対処方法が分からなくて、結局、自分の人生を遠回りしたり、崩してしまったり、不利益を受けることがあります。ですから、社会に出る前に、いろんな事例を通して、どうすればいいのかを学んでおくことが重要だと考えています。

私どもの施設では、施設の職員が、リービングケアをやりますし、様々なNPO団体がそういうことをしてくれることもあります。

それから、3学期に入って、警察の方に来てもらって非行防止教室をしてもらいました。事前に、この内容は入れましょう、これは省きましょう、これはちょっときついですねとか、そういう打合せをして、子供に適した講座にしていきました。

◎そういう講座の中で、家裁がやるべきテーマはありますか。

地裁の方ではいろいろとありそうな気がしますが、なかなか家裁で、ここを覚えておくべきだというのが、思い付かないのですが。

○B（1）例えば、NPO団体から、施設を退所した20代の先輩たちの話を聞いたり、ファイナンシャルプランナーからお金の話を聞いたりしています。そのほか、契約の話であれば弁護士から、仕事の話であればキャリアコンサルタント、保険、年金の話は社会保険労務士から話をしてもらおうなど、子供たちが社会に出てつまずく前にスキルを与えるという形です。

◎そこに家裁がどう貢献できるかを考えないといけないですね。

○B（1）そういう出前講座を何回か組んで、そのうち、例えば、第8回は家庭裁判所がやるとか、そういう形はどうでしょうか。

○E（1）施設を出て、郵便局に行くこともできないような生活能力のない子供たちは、何かあったときに、ちゃんとした人に相談すればいいのに、ちゃんとしていない人に相談してしまって、悪い方向にしか転んでいけないということがあります。一回悪いことをしたら、もう自分は駄目だと思ってしまう子供たちに、家裁から手を差し伸べる、情報提供を行うということですね。

○B（1）非行問題は家庭裁判所が関係しますし、大人になったら、離婚など様々な問題で家庭裁判所が関係してくるので、そういうノウハウのある家庭裁判所に出前講座などを

お願いしたいということです。

◎そのノウハウをどう使うかですね。

○H（４）今、出前講座の一コマという形や８回実施する講座の一部を家裁が担当してはどうかというお話がありましたが、実際問題としては、家裁のほうから、こういう話をしたいから出ていきますというのは、なかなかイメージがつかみにくい感じです。

でも、こういう事例の場合に、こういう展開をたどった子がいないかとか、そういう経験談めいた話をしてもらいたいというリクエストであれば、それに沿った話を組み立てることができるのではないかと思います。

ですから、具体的にこういうプログラムの中の一コマで、こんな話をしてもらえないかというリクエストがあれば、それに応えていく出前講座をするということ是可以できるのではないかと思います。

ただし、個人を特定するような話にはできないので、どこまで具体的な話ができるかというのは、そのときそのときに考えないといけないとは思っています。

◎実際に、講師の派遣の依頼は結構来っていて、こちらの都合と、依頼者のして欲しいことが合致すれば、応じているケースも結構あります。ただし、原則として勤務時間内という制限があるため、土日とか休日には応じられないとか、制約はあります。

○A（１）裁判官の方に講師として来てもらえるのですか。

◎裁判官が行くことは、あまりないですけど、調査官や書記官が講師として説明するということはありません。

○A（１）成徳学校にはそういうニーズがあると思います。中学校では、非行防止教室とか、薬物乱用防止教室などの出前講座の依頼が、非常に多くきます。

今の講師派遣に応じてもらえるというお話は、職員研修を学校でするから、そのときに家裁の調査官の人に来ていただけますかとか、こちらからお願いすれば、来ていただけることもあるということですよ。

◎応じられる可能性はあります。

○A（１）中学校では、子供一人一人についてケース会議を開くのですが、そういうとき

に家裁の人の御意見を聴きたいですという理由で依頼すると、それに応じて来ていただけるということであれば、すごく助かります。

いろんな人の意見を聴きたいということで、ドクターに来てもらうこともあります。家裁から専門的な知識を持っている職員に来てもらって、みんなが話を聴くことができればありがたいです。それを広報してもらえればいいと思います。

○H（４）申し出があれば、それに応じて講師を派遣する用意がありますという姿勢を示すということですね。

○A（１）そうです。それがないと、こっちからは、なかなかお願いできません。

○E（１）それを白黒の字だけのチラシじゃないものということですよ。でも、チラシとかポスターの中には、かわいいのもありますよね。

○D（１）先ほどの話ですと、ケース会議みたいなのは難しいということですか。

◎そうですね。ケース会議は難しいですね。

○D（１）それは、そのケースが実際に裁判になる可能性もあるので、ということですか。

◎そうですね。

○H（４）これからのケースへの対応を考える会ですと、それはちょっと難しいのではないかという気がします。ただ、こういう事例が過去ありましたというところから教訓を得ましようとか、普通のケーススタディーであれば可能かも知れません。

○A（１）以前にはこういうことがありましたということをお教えいただければ、それで十分です。

○F（２）これからの対処という問題は、多分我々弁護士の方に関わる話だと思います。私たちも、家庭裁判所に事件を持っていった後、どうなるかっていうのは分からないところがあるので、双方協働していけば、それぞれのジャンルでお答えできたり、より深まった議論ができたりということはあると思いますね。

○D（１）そのあたりの知識は我々も全然持ってなくて、裁判所にお願いすれば、講師に来てもらえることもあるというのは今初めて知りました。

◎職員を派遣している場合も実際にあります。

○I（２）それは、ぜひ来ていただきたいという方も多いでしょうね。

○E（１）その場合、費用はどのようなのですか。

○F（２）公務員は、大体無料で来てくれますよね。

△公務として行く形になりますので、料金はいただきません。

○E（１）それは、ニーズがあると思いますよ。

◎そのことをどのような形でお知らせするかですよ。

○D（１）弁護士も出前講座をしているということですし、同様に司法書士とか行政書士も行っているかも知れません。その中で家庭裁判所にお願いできるというのは、どういう場合がいいのか、そういう点の区別ができると、こちらも絞りこみやすいと思います。

○A（１）校長会の冒頭には、広報のための時間があり、いろんな方が来られて、5分か10分くらいでいろんな話をしています。そこでは、家庭裁判所からのお知らせという形で広報ができます。

○E（１）各市町村の広報誌に載せてもらうこともできると思います。講師派遣に応じるというのは、期限のあるものじゃないから、いつまでとか、紙面がないとか言われなくて済むと思います。

◎あとは、裁判所のホームページにどう載せるかですね。

○G（１）各地の裁判所のホームページを見てみますと、例えば山口の裁判所では、COURT山口という広報誌を年に3回か4回ぐらい発行しているようですが、これがすごくやわらかい内容で、裁判官の方の御紹介も含めて、読み物としてはおもしろいなと思いました。こうした工夫例も参考にしたらいいのではないのでしょうか。

◎そうですね。講師として職員を派遣することができるということについて広報するのは有効かも知れませんね。

本日のテーマについての意見交換は、以上とさせていただきます。